

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

地域経済と人材の循環による構造改革プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

愛知県豊川市

3 地域再生計画の区域

愛知県豊川市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

【地域商業の活力低下】

- ・地域経済分析システム（RESAS）によれば、本市の地域内で生み出された所得がどの程度地域内に還流しているかを把握する指標である地域経済循環率は、2010年の92.7%から2015年の88.5%に低下しており、民間消費の地域外への流出が拡大している。
- ・卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業を営む事業所数も2012年の2,686事業所から2016年の2,543事業所と年々減少しており、これまで起業・創業に関する支援やイベントにより地域商業の活性化に取り組んできたものの、効果は限定的で、事業所数は減少傾向にある。
- ・既存の地域商業が、令和5年4月開業の大規模集客施設と効果的に連携できなければ、大規模集客施設へ顧客が一方的に流れ、地域商業者の廃業などが増加する恐れがある。

【労働者の確保】

- ・これまで、首都圏から本市に移住し中小企業に就職した場合の支援制度等に取り組んできたが、10歳代から20歳代の本市から首都圏への移動人数は、平成30年度の304人から令和2年度の318人と増加しており、若年層の首都圏への流出が進んでいる。
- ・本市地域の新規求人倍率は、令和3年9月：1.32→10月：1.41→11月：1.75と増加傾向にあり、労働力が不足している現況に加えて、来るべき大規模集客施設の開業を考慮すれば、既存の地域商業の労働力の確保がますます危ぶまれる状況である。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

本市の産業は、商業・農業・工業の各分野のバランスが取れており、日本三大稲荷の一つと言われる豊川稲荷を中心とした観光業を含む商業、全国トップクラスの生産量を誇るバラや、スプレー菊、大葉が主な農産物である農業、自動車産業を背景に製造業を基幹とする工業がそれぞれバランスよく発展している点が特徴である。

しかしながら、商業に関しては、これまで事業者への起業・創業に関する支援や、市外でのイベントブースへの出展によるシティプロモーション等に取り組んできているものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による観光客の減少等に伴う地域商業への経済的打撃に加えて、令和5年4月には、八幡駅周辺の大規模集客施設が開業し、大規模集客施設へ顧客が流れることで、さらに既存の地域商業の活力低下が懸念されている。

一方で、大規模集客施設の開業は、市外からの来訪者の増加など新たな人の流れを生み出すきっかけにもなることから、大規模集客施設と効果的に連携し、活用することができればむしろ、地域商業の活性化につなげることが可能となる。

そこで、地域内の民間事業者が変化する時代への適切な対応方法等を学ぶための取組や、大規模集客施設への地域外からの集客を観光周遊等につなげる取組等により、新分野への進出等を実践する事業者の増加や、既存の商店街への観光客等の増加を図り、地域商業を活性化するとともに、地域産業の魅力の向上につなげて、新たなしごとや新たな人の流れを創出する。

【数値目標】

K P I ①	事業者の新規事業計画策定件数						単位	件
K P I ②	中心市街地の通行量						単位	人
K P I ③	ふるさと納税返礼品数						単位	品
K P I ④	まちなか居住補助金交付件数						単位	件
	事業開始前 (現時点)	2022年度 増加分 (1年目)	2023年度 増加分 (2年目)	2024年度 増加分 (3年目)	2025年度 増加分 (4年目)	2026年度 増加分 (5年目)	K P I 増加分 の累計	
K P I ①	0.00	20.00	20.00	20.00	-	-	60.00	
K P I ②	41,814.00	5,496.00	5,495.00	5,495.00	-	-	16,486.00	
K P I ③	107.00	10.00	50.00	50.00	-	-	110.00	
K P I ④	78.00	150.00	160.00	160.00	-	-	470.00	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

地域経済と人材の循環による構造改革プロジェクト

③ 事業の内容

【地域商業の活力向上に向けた事業】

- ・地域的事業者に対するセミナーや講座の開催
地域内の事業者をはじめとした事業者を対象とした地域経済循環に関するセミナーの開催、経営環境の変化に応じた新規事業の立案やITツールの活用等を学ぶ講座の実施支援をすることで、経済や社会状況を正しく理解した上で自らの課題への対応能力を有する事業者を育成する。
- ・店舗改装や備品購入等への支援
社会環境や地域の経済状況、今後の人口動向など正確な分析をもとに、地域経済への波及効果が認められる計画について、店舗改装や備品購入等を補助することで、効果的な設備投資を図る。
- ・大規模集客施設へのアンテナショップ等の開設、運営支援
大規模集客施設内へのアンテナショップなどの機能を持った店舗の開設や運営に関する費用を補助し、当該店舗にて地域の商店街の商材や観光情報を発信する。
- ・とよかわブランドの活用と磨き上げ支援
バラや大葉などの農産物をはじめとして本市の優れた地域資源を認定した「とよかわブランド」について、大規模集客施設内のアンテナショップ等の活用により、商材等の磨き上げの取組を支援する。

【労働者の確保に向けた事業】

- ・移住、定住に向けた施策の啓発
移住・定住促進に関する事業に関し、市外地域を対象とした広告出稿やプロモーション映像等により、周知・啓発を実施する。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

本事業では、大規模集客施設出店事業に関し、初年度：店舗開設→2年目：地元商店街等への人の流れや地域商材へのニーズ等の分析、検証→3年目：魅力あるとよかわブランドの開発促進、磨き上げ→4年目：開発した商品、磨き上げた商品の売り上げによる事業収入という工程により、将来的に自立した店舗運営を目指すとともに、企業版ふるさと納税の活用をあわせて、本事業の自立化を図る。
また、本事業は、地域経済の構造的な課題に対応できる地域の強い事業者を育成することで、地域の事業者の自立的な事業を支援することとなり、結果として本市の第3次産業の生産性の向上（稼ぐ力の向上）につながる効果がある。

【官民協働】

行政と民間事業者との役割分担を明確にしつつ、地域経済循環の機運を盛り上げるためセミナーや講座の開催などの場を行政が提供し、事業の内容については地域の経済に精通する商工会議所等の民間事業者が推進する。

【地域間連携】

大規模集客施設出店事業において、商品として扱う地域商材は本市以外にも近隣の東三河地域（豊橋市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）の商材等を扱う予定であり、また、豊橋市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村が共同で実施する首都圏でのブランドショップの出店事業において、とよかわブランドの商材を扱うよう相互連携を行うことで、それぞれの地域商材をより広域に発信できるようになるとともに、それぞれの商品の販売状況や顧客層などの情報を比較検証することで、とよかわブランドのさらなる磨き上げにつながる。

【政策・施策間連携】

地域経済循環の考え方を踏まえ、商業施策、観光施策、農業施策、移住施策、中心市街地施策を連携し実施することで、地域外からの民間消費の流入を推進しつつ、地域内での資金循環を促すなど、効率的に地域経済を活性化する。

【デジタル社会の形成への寄与】

取組①

まちなか居住費補助金制度等の移住促進施策の周知に関して、Webマーケティングにより、住所地や年代、性向など対象者の属性を踏まえてターゲットを明確にし、SNS等を活用したPR事業を展開する。

理由①

上記の取組により、本市が求める首都圏や都市圏の若年層や子育て層というターゲットに対して、ピンポイントでアプローチすることが可能となり、PRの効果を高め、若者や子育て世帯の本市への移住・定住が促進されることで、地域の活力ある労働力の確保につながる。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 9 月

【検証方法】

豊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議においてKPIが目標を達成しているか確認する。目標値に達していない場合には、原因分析を行い、外部組織の意見を踏まえながら事業内容の再検討及び修正を行う。

【外部組織の参画者】

産：豊川商工会議所、豊川青年会議所、豊川ビジョンリサーチ、ひまわり農業協同組合、豊川市観光協会

学：愛知大学、豊橋創造大学短期大学部

金：豊川信用金庫

労：連合愛知三河東地域協議会

言：中日新聞社

その他：いちのみや子育て広場”にこ”

官：豊川市

【検証結果の公表の方法】

豊川市ホームページへの掲載

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 50,469 千円

⑧ 事業実施期間

2022年4月1日 から 2025 年 3 月 31 日 まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 奨学金返還支援事業

ア 事業概要

若者の本市への移住・定住を促進するため、企業からの支援とあわせて奨学金返還に係る金銭負担を軽減する制度を実施するとともに、制度の周知啓発を行う。

イ 事業実施主体

愛知県豊川市

ウ 事業実施期間

2022 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2 の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2 に掲げる目標について、5-2 の⑥の【検証時期】に

7-1 に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2 の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。